

旭市介護保険運営協議会及び旭市地域包括支援センター
運営協議会 会長・職務代理者の選出について

旭市介護保険規則 第52条で、介護保険運営協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めるとなっており、旭市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 第4条で、旭市介護保険運営協議会の会長をもって充てるとなっております。

今回の会議において会長選出を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面による会議に変更せざるを得なくなり、委員の互選による選出が困難となりましたが、早急に会長を決定しなければ協議会の運営に支障をきたすことから、事務局より会長候補を提案させていただきますので、委員の皆様にはご理解をいただくとともに、ご承認くださいますようお願いいたします。

事務局案として、次の委員を会長候補として推薦いたします。

ゆうき たかお
結城 崇夫 委員（旭匠瑳医師会所属）

理由としましては、結城 崇夫 委員は、介護保険制度に造詣が深く、また本運営協議会の会長経験者でもあり、適任者であることから推薦させていただきます。

なお、職務代理者は、会長が指名するとなっておりますので、会長が決定の後、指名いただき、後日、発表させていただきます。